

件名	愛媛県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
主管課	医療保険課
根拠法令等	国民健康保険法第82条の2
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>国民健康保険法の一部改正に伴い、県が設置している国民健康保険財政安定化基金に、新たに財政調整事業（※）を追加するため、この条例を改正するものである。</p> <p>（※）財政調整事業とは、都道府県国保特別会計で生じた決算剰余金を積立て、市町から徴収している国保事業納付金の上昇抑制など必要な場合に取り崩し、活用できる事業。</p>	
施行日	令和4年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>国民健康保険財政安定化基金は、現在、次の場合に活用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への貸付 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料（税）の収納不足が見込まれる市町に対する貸付</li> </ul> </li> <li>○市町村への交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害等の特別な事情により、保険料（税）の収納不足が見込まれる市町に対する交付</li> </ul> </li> <li>○都道府県による取崩し <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県国保特別会計に財源不足が見込まれる場合における取崩し</li> </ul> </li> <li>○保険料（税）に対する激変緩和措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>国保財政の都道府県化によって、保険料（税）が、著しく上昇する市町に対する激変緩和措置等に活用</li> </ul> </li> </ul>	

